

1人1台のタブレット端末を 活用した新たな学びのガイドライン

— GIGA(Global and Innovation Gateway for All)スクール構想の学び —

— 三つの方針 —



「文房具の一つ」

- 鉛筆，はさみ，タブレット。特別な道具ではなく，これからは文房具の一つです。学校のノートは学びのために使うものであるのと同じように，学校のタブレットも学びや生活をよくするために使います。



「正しく恐れる」

- 「はさみは危ないから使っちゃいけません！」とはなりません。危なさもあるけど，必要だから使います。使うために，大人が正しい使い方・安全な扱いを教え，体験させ，身に付けさせています。タブレットも同じです。学校だけ，家庭だけ，ではなく，子どもたちを育てる大人として一緒に正しい使い方と恐さ教えていきましょう。



「心や権利を傷つけない使い方」

- 情報をつかう上で，絶対に守るきまりがあります。それは，人の心や権利を傷つけないことです。人とは，他人も，そして自分もです。学校はもちろん，世の中でも情報に関する様々な権利や法律があります。これらの重要なきまりは大人がしっかり教え，守らせていきましょう。

1. 「文房具」としての取り扱いについて

参考：「学校における1人1台端末
環境」公式プロモーション動画



一 学びのために使う

学校でも家庭でも、学びのために使います。娯楽目的の動画視聴，ネット検索，ゲームのための道具ではありません。家庭での学びと学校での学びがつながるような使い方を目指しましょう。

※家庭外への持ち出しは禁止です

一 こわさないように使う

スマートフォンと同じ感覚で，大切に扱います。

落とさない，水にぬらさない，画面をぶつけない，歩き〇〇をしない・・・など。

こわさないために丁寧に使ってください。

※故意や補償期間外の破損，ガイドラインやルールを守らない使用の仕方による不具合等の場合は，家庭で弁償をしていただく場合があります

一 時間やきまりを守って使う

家庭でもルールを決めて使わせてください。

学校全体として活用の方針を示しています。また，学年や学級でルールを決めています。学校のルールやこのガイドラインの方針をもとに，各家庭でよりよい使い方を目指してルールを決めてください。

家庭での活用のポイントとして，「時間のルール」が考えられます。以下の点を参考にしてください。

- ・使用してよい時間帯（例 20：00 まで）
- ・使用してよい時間（例 連続 30 分間 合計 1 時間まで）
- ・使用してよい場所（例 親の目が届くところ）



など

2. 「正しく恐れる」のための使用のルール

ーアカウント・パスワードの取り扱い

アカウント（メールアドレス）は、「インターネット上の住所」です。そこ（クラウドのフォルダ）に、自分のデータがあります。住所ですから、表札や年賀状に書かれた宛名と同じです。必要に応じて相手に教えることもあります。ただし、むやみに教えたり、公開したりするものではありません。

パスワードは「鍵」です。アカウントとセットで人に知られることは絶対に防ぎます。書いたものの紛失はもちろん、他人に教えたり、他の端末に残したりしてはいけません。また、学校の端末以外でのログインはしないでください。家族を含め、学校の端末を他の人に使用させることもしないでください。

ーインストールや不適切なサイトへのアクセス禁止 **i**

学校の端末は、アプリやソフト、拡張機能をインストールすることは禁止されています。セキュリティやウイルス感染への対応のためです。

また、年齢に合わない不適切なサイト（残虐性、卑猥性が感じられるもの等）にはアクセスさせてはいけません。

端末自体にフィルタリングはかかっていますが、安全な使い方を自分で判断できる力を育てていきましょう。

ー健康面への配慮

健康に配慮した使い方をさせてください。学校では次のように指導しています。

- ・ 端末と画面は 30 cm以上離す
- ・ 30 分に 1 回は 20 秒以上目を休める
- ・ 暗い部屋で使用しない
- ・ 就寝 1 時間前は使用しない
- ・ 正しい姿勢で使う



参考：ICT の活用に応じた児童生徒の目の健康などに関する配慮事項（文部科学省 20201）

3. 心や権利を傷つけない使い方



参考：「家庭のルール ハンドブック」

一心を傷つけない使い方【モラル】

オンライン上のコミュニケーションでも、人は傷つきます。むしろ、本当の気持ちや考えが伝わりにくい面もあります。オンラインでのコミュニケーションは便利ですが、使い方を間違えば相手を傷ついたり自分を傷ついたりします。以下の点を参考に、安全で安心な使い方をしましょう。

- ・オンライン上でも丁寧で正しい言葉づかいをする
- ・いやなことや不満は書き込まず、直接、大人に相談する
- ・保護者や先生が見ても大丈夫な内容でコミュニケーションをする

など

一権利を傷つけない使い方【モラル】

著作権、肖像権、個人情報の保護、不正アクセスの禁止など、情報に関する権利を侵害しない使い方を覚える必要があります。これらの権利を侵害することは、法律に違反します。家庭で使用する場合も同様です。

また、自分の情報や権利を守ることも重要です。SNS 等で自分の個人情報を発信し、インターネット上で消えないデータとして残ることを「デジタルタトゥー」とも呼びます。社会に出る前に自他の権利を守る使い方を覚えさせましょう。

- 【情報保護】個人が特定される情報をネットにのせない（自分も、他人も）
- 【著作権】情報（画像・文章・データなど）を使うときは、著作権が守られているか確認し、使う場合は出典をのせる
- 【肖像権】友達が写っている写真を使うときは、許可を得る

一不正アクセスの禁止【セキュリティ】

他人のアカウントやデータにアクセスすることは、絶対にしてはいけません。他人の家に盗みに入るのと同じで、データ上の不正アクセスは許されない行為です。なりすまし、データの改ざん、抜き取りなど、大人の社会でも問題になっています。この時代を生きる子たちに、正しいデータとの付き合い方を身に付けさせましょう。

※「アカウント・パスワードの取り扱い」を守りましょう

4. その他

—外部アクセサリ

タブレット端末は、町からの貸与のため、卒業時や転出時に返却します。返却の際に元通りであれば、外部アクセサリ（タッチペンやマウス、液晶保護シール、イヤホンマイクなど）を使用しても大丈夫です。保護者の判断でご用意ください。

その際、あくまで文房具の一つとして考え、子どもが使いやすいもの・高価すぎないものを使わせてください。

* イヤホン：教室では有線のものを使用します。Bluetooth 接続だと混線する可能性があるためです。

* 画面保護シール：はがれるものであれば貼って大丈夫です。

* USB メモリは使用できません（情報保護、ウイルス感染防止）

—トラブル等のお問い合わせ

- ・ 児童に関すること … 担 任
- ・ 機器に関すること … 教 頭

—参考資料，出典

- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和元年 12 月版)」 - 文科省 (2019)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm
- 学校情報管理ポリシーガイドブック(案) - 総務省 (2014)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000352939.pdf
- 「教育の情報化に関する手引 (令和元年度 12 月版)」 - 文科省 (2019)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00724.html
- 学習指導要領における教育の情報化の概要について - 文科省 (2010)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249667.htm
- 教育 ICT 推進のための三省におけるアクション - 文科省・経産省・総務省 (2019)
https://miraino-manabi.jp/assets/pdf/190528_shiry04.pdf
- GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末環境の実現 - 文科省 (2020)
https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_chousa02-000007680-6.pdf
- GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用について - 文科省 (2021)
https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_jogai01-000011649_002.pdf
- 情報モラルに関する指導の充実に資する〈保護者向けの動画教材・スライド資料〉等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm